

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三次農業協同組合				登録検査機関の名称	
削除	削除	追加	追加	変更の内容	変更のあった農産物検査員
熊田 明正	貞森 達法	行政 邦彦	村山 宏	氏名	
三次市南畑敷町一 一五番一〇号	三次市三和町飯田 三八番地	山県郡北広島町古 保利三三九番一号	三次市布野町上布 野一四六六番地	住所	
もみ、玄 米、小麦 大麦、裸 麦、大豆 そば	もみ、玄 米、小麦 大麦、裸 麦、大豆 そば	もみ、玄 米、小麦 大麦、裸 麦、大豆 そば	もみ、玄 米、小麦 大麦、裸 麦、大豆 そば	農産物検査を行う農産物の種類	
平成三〇 年七月九 日	平成三〇 年七月九 日	平成三〇 年七月九 日	平成三〇 年七月九 日	変更年月日	